

令和3年5月

地方公共団体及び自動車関係機関
ご担当者様

国土交通省自動車局安全・環境基準課
整備課

「不正改造車を排除する運動」の周知について（協力依頼）

平素より、国土交通行政へのご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等による生活環境の悪化要因となり、一般市民の方から、その排除が強く求められています。

このため、毎年、自動車関係者様の協力をいただいて「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、不正改造車排除の社会的気運を高め、車両の安全確保・環境保全を図り、国民の安全・安心の確保を確実に実現する取組を行っております。

国土交通省では、令和3年度においても、各地方ごとに「不正改造車を排除する運動強化月間（1ヶ月間）」を設けて、重点的に自動車使用者等への周知活動を行うこととしておりますので、本運動の趣旨にご賛同頂き、強化月間中において、ポスターの掲示やチラシの配布により本運動の周知にご協力いただきますようお願い致します。

一問い合わせ先一

国土交通省自動車局 安全・環境基準課 鈴木（基準不適合マフラーについて）

整備課 藤墳、川崎、渡部（不正改造車について）

電話：03-5253-8599

FAX：03-5253-1639

令和3年度「不正改造車を排除する運動」強化月間の設定時期

運輸局	管轄県	強化月間
北海道運輸局	北海道内	6月
東北運輸局	青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県	6月
関東運輸局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、千葉県、東京都	6月
北陸信越運輸局	新潟県、長野県、富山県、石川県	6月
中部運輸局	愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、福井県	6月
近畿運輸局	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県	6月
中国運輸局	鳥取県、島根県、岡山県、山口県、広島県	6月
四国運輸局	愛媛県、香川県、徳島県、高知県	6月
九州運輸局	福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	6月
沖縄総合事務局	沖縄県	10月